

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会事務局
(宮崎国スポ・障スポ局施設調整課内) 担当 窪田 行き

電子メール：shisetsu-chosei@pref.miyazaki.lg.jp

提出期限 令和8年4月20日(月)午後5時まで(必着)

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等
警備計画書(自主警備・交通警備)等作成業務
企画提案競技参加申込書

称号又は名称	
代表者 職・氏名	
担当者 職・氏名	
電話番号	
電子メールアドレス	

◎ 確認のため、電子メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。
(電話：0985-26-0084)

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会事務局
 (宮崎国スポ・障スポ局施設調整課内) 担当 窪田 行き

電子メール：shisetsu-chosei@pref.miyazaki.lg.jp

提出期限 令和8年4月20日(月)午後5時まで(必着)

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等
 警備計画書(自主警備・交通警備)等作成業務
 企画提案競技参加申込書

団体名 (共同企業体の名称)	
代表構成員	(商号又は名称)
	(代表者職・氏名)
	(担当者氏名)
	(電話番号)
	(電子メールアドレス)
構成員	(商号又は名称)
	(代表者職・氏名)
	(担当者氏名)
	(電話番号)
	(電子メールアドレス)
構成員	(商号又は名称)
	(代表者職・氏名)
	(担当者氏名)
	(電話番号)
	(電子メールアドレス)

※記入欄が不足する場合は、記入欄を追加するなど、適宜様式を変更すること。

- ◎ 確認のため、電子メール送信後に必ず電話連絡をお願いします。
 (電話：0985-26-0084)

令和 年 月 日

委 任 状

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
実行委員会 会長 河野 俊嗣 殿

申込者 所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

私は都合により

受任者 事業所所在地

商号又は名称

代表者職氏名

を代理人と定め、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務に係る企画提案競技に関し、下記の権限を委任します。

記

- 1 企画提案競技参加申込その他各種届出に関する事
- 2 企画提案及び見積に関する事
- 3 契約の締結に関する事
- 4 契約代金の請求及び受領に関する事
- 5 契約に関する各種証明事項に関する事

共同企業体協定書

2社の場合	:	()と()とは、
3社の場合	:	()、()及び()と
は、		
4社以上の場合	:	()外、別紙に掲げる()社とは

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務委託について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 当共同企業体は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務を連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇〇〇〇（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 企業体は、事務所を ≪ 所在地の住所 ≫ に置く。

（設立の時期及び解散の時期）

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、その存続期間は、令和 年 月 日までとする。ただし、存続期間を経過しても本業務の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。

2 企業体は、本業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の所在地及び名称）

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

所 在 地
商号又は名称
代 表 者

（代表者の名称）

第6条 企業体は、 ≪ 商号又は名称 ≫ を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 企業体の代表者は、本業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに契約代金の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、本業務に係る契約について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号又は名称 () %

商号又は名称 () %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を置く。

2 運営委員会は、組織及び編成並びに本業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定する。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、本業務の履行に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、《 金融機関の名称 》とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、本業務の履行完了後、本業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条第1項に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条第1項に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退に対する処置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が本業務を終了する日までは脱退することができない。

2 前項の規定により業務途中において脱退した者がある場合は、残存構成員が連帯して本業務を完成する。

3 第1項の規定により脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有する出資の割合により分割し、これに第8条第1項に規定する割合を加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際に行うものとする。ただし、決算の結果負担金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合であっても、脱退した構成員への利益の分配は行わない。

(構成員の除名)

第 17 条 企業体は、構成員のいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他構成員から除名すべき不当な事由を生じた場合は、発注者及び当該構成員を除く全ての構成員の承認を得て、当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の規定により構成員を除名する場合は、当該構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、第 1 項の規定による除名について準用する。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第 18 条 第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定は、構成員のいずれかが業務途中において破産又は解散した場合に準用する。

(代表者の変更)

第 19 条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合は、従前の代表者に代えて、発注者及び他の全ての構成員の承諾を得て、残存構成員の中から代表者を選任するものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 20 条 企業体が解散した後においても、本業務につき、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 21 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

() 外 () 社は、上記のとおり、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書(自主警備・交通警備)等作成業務に関する共同企業体協定書を締結したので、その証拠として、この協定書正本() 通及び副本 1 通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については、構成員が各自 1 通を保有し、副本 1 通については、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会長 河野 俊嗣に提出するものとする。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者職氏名

印

商号又は名称

代表者職氏名

印

[別紙4]

令和 年 月 日

辞 退 届

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
実行委員会 会長 河野 俊嗣 殿

申込者 所 在 地

商号又は名称
代表者職氏名

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）等
作成業務に係る企画提案競技に参加申込みしましたが、都合により辞退します。

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
 実行委員会事務局 担当宛

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等
 警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務
 に係る企画提案競技質問書

質問概要		
内 容		
質 問 者	法人（団体）名	
	担 当 者 名	
	電 話 番 号	
	メールアドレス	

※ 質問の内容については、参加申込書を提出した全員に対して、質問及び回答を電子メールにて送付します。

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
実行委員会 会長 河野 俊嗣 殿

申請者

所在地

商号又は名称
代表者職氏名

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等
警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務
に係る企画提案書提出書

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）等
作成業務に係る企画提案競技について、下記のとおり関係書類を提出します。

記

<提出書類>

- 企画提案書〔別紙7〕【6部】
- 会社概要〔別紙8〕【1部（共同企業体の場合、構成員ごと）】
- 業務実施能力〔別紙9〕【6部（共同企業体の場合、該当がある構成員1社につき1枚）】
- 業務実施体制〔別紙10〕【6部】
- 配置予定責任者の業務実績等〔別紙11〕【6部（該当がある構成員1名につき1枚）】
- 技術提案〔A4判任意様式〕【6部】
- 見積書【原本1部、写し6部】
- 誓約書〔別紙12〕【1部（共同企業体の場合、構成員ごと）】
- 県税に未納がないことの証明【1部（共同企業体の場合、構成員ごと）】
- 特別徴収実施確認・開始誓約書〔別紙13〕【1部（共同企業体の場合、構成員ごと）】

提出期限 令和8年4月27日（月）午後5時まで(必着)

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等
警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務

企 画 提 案 書

令和 年 月 日提出

所 在
(住 所)

企 業 名

代 表 者
職 ・ 氏名

構 成 員
(共同企業体の場合)

構 成 員
(共同企業体の場合)

[※以下構成員を列記]

【連絡先】

称号又は名称：

担当者職・氏名：

電 話 番 号：

電 子 メ ー ル：

令和 年 月 日

会 社 概 要

貴社における下記の事項について記入してください。
 ※ 共同企業体の場合は構成員ごとに作成してください。

ふりがな 企業名			
所在地			
設立年月日			
代表者氏名			
資本金			
役員・従業員数	合計 名 【役員 名、社員 名、その他 名】		
国内営業 拠点数	支社：	営業所：	
事業内容			
受託した場合の 営業拠点	名称		
	所在地		
	代表者名		
	機能		
	従業員数		
営業拠点の 専門職人員数	警備員指導教育責任者		
	施設警備業務検定	1 級	名・2 級 名
	交通誘導警備業務検定	1 級	名・2 級 名
	雑踏警備業務検定	1 級	名・2 級 名
	その他の資格・人数		名

※ 適時、枠の大きさを変更しても構いません。

業 務 実 施 能 力

企 業 名				
業務実績（過去10年間（平成28年4月1日から令和8年3月31日）までの業務実績について、次の区分ごとに記載すること。） 区分：①国民スポーツ（国民体育）大会（冬季大会を除く）総合開・閉会式 ②全国障害者スポーツ大会開・閉会式 ③全国高等学校総合体育大会総合開会式 ④全国植樹祭 ⑤全国豊かな海づくり ⑥その他上記①～⑤と同程度の大規模イベント等				
業務期間	区分	大会・イベント名	発注者	業務内容
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				

(1) 上記受託業務の内容及び規模 ※区分①から⑥に係る実績のうち最も規模の大きなものを記載
(内容)

規模	人／日、延べ	人
----	--------	---

(2) 企業組織として重点的に取り組んだ事項

(3) 企業組織としての成功点と反省点及び本業務に活かせる事項

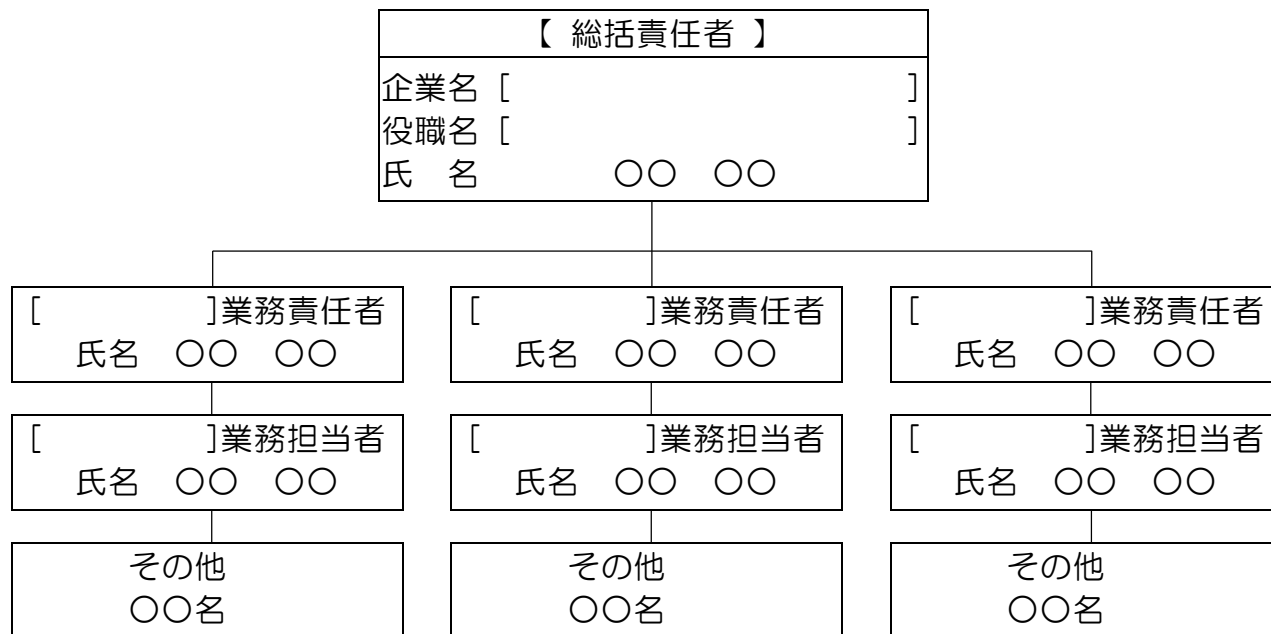
--

[記入上の留意事項]

- 業務実績については、区分①から⑥の順に優先して記載し、記載は6件以内とする。なお、構成員ごとに記載すること。
- 業務実績は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下に該当するものであり、業務内容が「警備計画書（自主警備・交通警備）等の作成業務又は警備実施業務」について記載すること。
 - ①国民スポーツ（国民体育）大会（冬季大会を除く。）総合開・閉会式
 - ②全国障害者スポーツ大会開・閉会式
 - ③全国高等学校総合体育大会総合開会式
 - ④全国植樹祭
 - ⑤全国豊かな海づくり大会
 - ⑥その他上記①～⑤と同程度の大規模イベント等
- 上記業務に係る契約書及び履歴確認書等の写しを添付すること。

業 務 実 施 体 制

1 体制図（例）



2 配置予定者

	企業名（役職）	氏名（年齢）	担当業務内容
【 総括責任者 】			
[]業務責任者			
担 当 者			
[]業務責任者			
担 当 者			
[]業務責任者			
担 当 者			

[記入上の留意事項]

- 業務実施体制について、この様式に準じて記載すること。
- 上記2について、役職・年齢は提案書提出日現在で記載すること。
- 記入欄が不足する場合は、記入欄を追加するなど、適宜様式を変更すること。

配置予定責任者の業務実績等

ふりがな 担当者氏名				
所属企業名				
所属部署等				
警備業務 検定等	検定の 種類			
	取得 年月日			
職歴等				
<p>業務実績（過去 10 年間（平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日）までの業務実績について、次の区分ごとに記載すること。）</p> <p>区分：①国民スポーツ（国民体育）大会（冬季大会を除く）総合開・閉会式 ②全国障害者スポーツ大会開・閉会式 ③全国高等学校総合体育大会総合開会式 ④全国植樹祭 ⑤全国豊かな海づくり ⑥その他その他上記①～⑤と同程度の大規模イベント等</p>				
業務期間	区分	大会・イベント名	発注者	業務内容
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				
H・R 年 月 日 ～ 年 月 日				
その他の履歴（取得免許等）				
業務経歴における成功点 と反省点及び本業務に活 かせる事項				

〔記入上の留意事項〕

- 配置予定責任者の業務実績等について、区分①→⑥の順に優先して記載し、記載は3件以内とする。
- 業務実績は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に、以下に該当するものであり、業務内容が「警備計画書（自主警備・交通警備）等の作成業務又は警備実施業務」について記載すること。
- ①国民スポーツ（国民体育）大会（冬季大会を除く。）総合開・閉会式
 - ②全国障害者スポーツ大会開・閉会式
 - ③全国高等学校総合体育大会総合開会式
 - ④全国植樹祭
 - ⑤全国豊かな海づくり大会
 - ⑥その他その他上記①～⑤と同程度の大規模イベント等

令和 年 月 日

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ
実行委員会 会長 河野 俊嗣 殿

住所
氏名（名称・代表者名）

誓 約 書

私は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ開・閉会式等警備計画書（自主警備・交通警備）等作成業務に係る企画提案競技への参加申込みを行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、該当する□にチェックを入れてください。）

- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）第 1 項に規定する者に該当しない者であること。
- 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名競争基準に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 条）第 2 条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込みの者であること。
- 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- この公告の日から候補者の選定をするまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、入札参加資格停止の措置を受けていない者であること。
- 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者であること。
- 県税に未納がない者であること。
- 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 および各市町村の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- 警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 4 条による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。
- 県内に本社又は支店を有する事業所を置く者であること。

特別徴収実施確認・開始誓約書

令和 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。→確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。
→確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

- 当事業所は、 年 月から従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。
→確認印を受けてください。

市（町・村）確認印